

農山漁村地域整備計画事前評価調書

計画の名称	佐賀の豊かな農地・農村環境を守る整備計画（3期）
計画策定主体	佐賀県
対象市町村	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、白石町、太良町
計画の期間	令和4年度～令和8年度（5年間）

評価項目	評価基準	判定	説明事項
目標の妥当性	1 関連する計画との整合性が図られているか	○	本計画に掲げている事業については、「佐賀県『食』と『農』の振興計画2023」及び「佐賀県生活排水処理構想」に定める内容との整合性が図られている。
	2 地域の課題に適切に対応する目標となっているか	○	「農業生産基盤の整備」や「快適で安全・安心な農村づくり」などの地域の課題に対し、的確に対応する目標となっている。
整備計画の効果・効率性	1 整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか	○	整備計画の目標として適当な定量的指標の設定となっている。
	2 事後評価ができる適切な指標となっているか	○	評価指標を定量的に示していることで、事後評価の適切な対応が可能である。
	3 構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか	○	各事業の実施により発現する効果として適切な指標となっている。 ・ 水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型、基幹水利施設保全型）は、機能保全計画に基づく農業水利施設の補修・更新を実施し、安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。 ・ 農業集落排水事業は、既存施設の長寿命化及び維持管理費等のライフサイクルコストの削減等を図る。
			・ 農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業、集落基盤整備事業）は、生産性の向上及び農業集落内の生活環境の改善のため、生産基盤整備及び生活環境整備を行い、農業・農村の活性化を図る。
			・ 海岸保全施設整備事業（高潮対策）は、県土の保全や県民生活の安全を確保するため、海岸堤防の強化のため海岸を整備し、高潮災害による農地等の被害防止面積を軽減させる。
			・ 農地整備事業（通作条件整備）は、機能保全計画に基づく対策を実施し、施設の長寿命化を図る。 ・ 水利施設等整備事業（基幹水利施設整備型）は、農業用水が不足している地域において、農業用排水路の新設、改良工事などを行うことで、水田・畑・樹園地のかんがい用水の安定的な確保を図る。 ・ 農地防災事業（ため池等整備）は、防災重点農業用ため池の決壊を未然に防止するため、ため池整備に着手し、農業用水の確保、農業経営の安定及び国土の保全を図る。また、農地防災事業（湛水防除）は、法面崩壊が進行しているクリークの護岸整備を行うことで、農業用水の安定供給を図るとともに、周辺地域の湛水被害を軽減する洪水調節機能の強化・保全を図る。
整備計画の実現可能性	1 円滑な事業執行の環境が整っているか	○	事業主体が県、市町及び土地改良区であること、事業に必要な技術的条件や費用など様々な側面から検討して実施可能な計画となっている。
	2 地元の機運が醸成されているか	○	受益者等関係者への説明は完了していること、地元の事業実施への機運も醸成されていることなどにより事業執行の環境が整っている。

評価結果		[評価基準]
	○ 評価Ⅰ 事業を実施	[評価Ⅰ] は全項目に○印がついている
	評価Ⅱ 計画の見直し	[評価Ⅱ] は1項目でも×印がついている